

告 示

埼玉県告示第四百九十九号

測量計画機関である上尾市大谷北部第二土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十三日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 測量計画機関
上尾市大谷北部第二土地区画整理組合
- 二 作業種類
公共測量（四級基準点測量）
公共測量（出来形確認測量）
- 三 作業地域
上尾市西部
- 四 作業期間
令和三年四月十二日から令和三年十二月二十八日まで